

## 保育園・子ども園の保護者の皆様へ

**保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第2報）**

令和2年2月25日付けで厚生労働省より、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」として、当面の間の登園回避及び保育園等の臨時休園の措置に関する方針等が示されました。

つきましては、厚生労働省の方針等を踏まえて、新宿区の保育園・子ども園（以下「保育園等」といいます。）において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてお知らせします。

**子どもが感染した場合について**

①感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、当該保育園等の一部又は全部について**臨時休園**します。なお、臨時休園の規模及び期間については、保健所と相談のうえ決定しますが、事実判明日を含め最低3日間は休園します。

②感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、**原則**当該保育園等の一部又は全部について**臨時休園**します。ただし、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もあるため、その必要性について、個別の事案ごとに保健所と十分相談の上、慎重に判断していきます。

**子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について**

③子どもが感染者の**濃厚接触者に特定**された場合には、**登園を避ける**ようお願いします。なお、この場合の登園を避ける期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して**2週間となります**。

**感染者がいない保育園等も含む臨時休園について**

④区内等で新型コロナウイルス感染症の**地域全体で感染拡大を抑える**ことを目的として、**感染者がいない保育園等も臨時休園を行う**ことがあります。

**発熱等の症状がある子どもの登園回避について**

⑤感染拡大の防止のため、できる限りの**健康状態の確認（検温等）**をお願いします。  
**発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるようお願いします。**

**職員における感染対策について**

⑥保育園等の職員が感染者等となった場合においても、上記④～⑤と同様の取扱いになりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**基礎疾患のある子どもについて**

⑦基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談のうえ、その指示に従ってください。なお、日々の体調の変化に注意するとともに、登園の際は、健康観察の徹底をお願いします。

**◎ 臨時休園の決定は、急なご案内になることがありますので、  
ご理解とご協力をお願いします。**

**新型コロナウイルス感染症についての最新情報**

新宿区公式ホームページをご覧ください。 <https://www.city.shinjuku.lg.jp/>

新型コロナウイルス感染症について <https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/cln202002.html>